

男女の賃金差異に関する実績

男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	
全労働者	65.2%
正職員	67.5%
有期職員・パート	89.0%

対象期間：2024年4月1日～2025年3月31日

賃金：基本給、調整給、非常勤給、残業代、交通費、諸手当を含み、賞与、退職金を除く。

正職員：雇用期間の定めのない職員、無期転換の者は除く。

有期職員・パート：嘱託職員・パートタイマーを含み、派遣職員を除く。

給与水準が高い男性医師が多いため格差が生じやすく、また女性職員の産育休・育児時短勤務者が増加したため格差が生じたと考えられる。